

資料編

第6次総合計画策定の経過	100
第6次総合計画策定方針	102
大牟田市総合計画条例	106
大牟田市総合計画策定会議規程	108
まちづくり総合プラン諮問文	110
まちづくり総合プラン案に対する審議会答申文	111
大牟田市総合計画審議会委員名簿	114
大牟田市まちづくり総合プラン案に寄せられた意見等	115

第6次総合計画策定の経過

年 月 日	主な策定経過
[平成30年]	
4月17日	総合計画策定会議において「第6次総合計画策定方針」を決定
6月15日～ 7月 5日	市民意識調査を実施 →調査対象 18歳以上の市民2,000人 回収率37.4%
11月 1日～11月22日	総合計画審議会委員を募集 →広報おおむた、市ホームページへの記事掲載 →募集4人に対し11人応募
12月27日 ～元年 5月16日	総合計画策定委員会 →まちづくり総合プラン案の検討・協議（全11回）
[平成31年／令和元年]	
1月28日 ～2年 1月29日	総合計画策定会議 →まちづくり総合プラン案の検討・協議（全17回）
2月 4日	第1回総合計画審議会 →委員20人を委嘱、計画策定にかかる各種調査結果を報告・審議
2月 8日	市民意識調査結果公表 →市ホームページ掲載 →各地区公民館、えるる、市立図書館に報告書設置
2月21日	第2回総合計画審議会 →まちづくり総合プラン案を諮問
3月25日	第3回総合計画審議会（全体審議）
4月 9日	第4回総合計画審議会（全体審議）
5月28日	第5回総合計画審議会（部会審議）
5月31日	第6回総合計画審議会（部会審議）
6月 4日	第7回総合計画審議会（部会審議）
8月27日	第8回総合計画審議会（全体審議）
8月28日	市議会全員協議会 → まちづくり総合プラン案を説明
9月 2日～9月30日	パブリックコメント（市民意見募集）の実施 →情報公開センター、市ホームページ、地区公民館、えるるに資料設置 →3名から15件の意見提出

年 月 日	主な策定経過
9月13日	第9回総合計画審議会（起草委員会・答申案の検討）
10月 1日	第10回総合計画審議会（答申案の決定）
10月 7日	総合計画審議会より大牟田市長へ答申
[令和2年]	
2月10日	市議会全員協議会 →まちづくり総合プラン案、アクションプログラム案を説明
3月27日	市議会において「大牟田市まちづくり総合プラン」を議決
3月31日	まちづくり総合プランを決定

※記述している以外にも、総合計画策定会議、策定委員会などを随時開催

第6次総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨と位置付け等

平成23年の地方自治法改正において、議会の議決を経て、市町村が基本構想を策定する規定が削除されました。本市においては、市民と行政がまちづくりの目指す姿を共有し、多様化・複雑化する地域課題に、柔軟かつ適切に対応し、戦略的な視点をもってまちづくりを進めていくことが肝要と考え、引き続き総合計画を策定していくこととしています。

平成28年3月、総合的かつ計画的な市政運営を図る市の最上位計画として、新たなまちづくりの指針となる第5次総合計画を策定しましたが、平成31年度に終期を迎えることから、次期総合計画となる第6次総合計画を策定します。

2. 本市を取り巻く状況と課題

(1) 経済・雇用情勢の変化

我が国の経済は、平成24年（2012年）末から緩やかな回復基調を続けています。海外経済の緩やかな回復を背景に、平成28年（2016年）後半からは輸出や生産が持ち直すなど企業部門を起点にした好循環が進行しており、雇用情勢が一段と改善する中で人手不足感が高まっています。

本市においても、大牟田地域の有効求人倍率や本市の個人市民税所得割の納税義務者の状況から、市民の生活にも回復の兆しを見ることができるとは考えられます。

そうした状況において、人手不足を克服し持続的な経済成長につなげるためには、処遇改善や長時間労働の是正などによる働き方改革、IOTやビッグデータ、AIなど新技術の導入による技術革新を同時に進め、生産性の向上と多様な人材の就労機会の創出を図ることが大きな課題とされています。

(2) 人口減少の進行と地方創生

本市の人口は、昭和30年代に20万人を超えるピークを迎えましたが、その後社会動態を中心に一貫して人口減少が続いています。平成に入ると、社会動態のみならず自然動態も減少に転じましたが、近年では、社会動態における人口減については、改善の傾向も出てきています。

一方で、人口減少や少子高齢化、首都圏への人口集中を背景として、国全体で進められている地方創生に向けた取組みが全国で展開されており、交流人口や定住人口の獲得や地域の稼ぐ力の向上に向けた、移住・定住の促進や観光振興、域内産業・創業支援といった目的に応じた様々な取組みなど、都市間競争は激しさを増しています。

本市においても、喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけていくため、今後も引き続き、まちづくりの柱として掲げております子どもを産み育てやすい環境づくりと教育の向上、産業の多様化と雇用の場の確保を中心とし、人口減少対策に取り組んでいく必要があります。

(3) 財政状況を踏まえた事業展開

本市の財政状況については、第5次総合計画期間中においても財源不足が続くこと、中長期的には人口減少と高齢化の進行による税収減や社会保障関係費の増加などが考えられ、厳しい状況が続くと想定されます。

その一方で、市庁舎や市民体育館、ごみ処理施設をはじめ、本市が有する公共施設、道路、橋梁などの老朽化・耐震化に向けた更新や大規模改修が必要となります。

こうした状況における新たな行政課題に適切に対応していくため、事業の優先度に応じた取捨選択や事業規模の縮小などについて厳しく判断していくとともに、民間活力や資金の積極的な活用といった新たな事業手法を取り入れながら、事業の展開を図る必要があります。

3. 計画策定にあたっての基本的姿勢

(1) 総合計画の策定にあたっては、本市を取り巻く状況と課題への的確な対応を図るとともに、第5次総合計画を基本にしながら、次の姿勢により計画全体を再点検し、必要とされる見直しを行います。

①多様な市民意見の反映による計画づくり

大牟田市総合計画条例や大牟田市協働のまちづくり推進条例を踏まえ、策定の各段階での作業や内容を積極的に情報提供し、広く市民の意見を聴くことにより、計画への多様な市民意見の反映による計画づくりを目指します。具体的には、次のものを予定しています。

- ・総合計画審議会の設置と市民委員の公募
- ・市民意識調査の実施
- ・各事業計画策定におけるワークショップ・意見交換会等 で出された意見やアイデアの活用
- ・パブリックコメントの実施 等

②時代や地域のニーズに的確に対応した計画づくり

世界情勢や国・県の動向など、社会情勢の変化の把握に努めるとともに、これからの時代や地域のニーズに的確に対応できる計画づくりを目指します。あわせて、地方分権時代に対応した市政を展開できる計画づくりを目指します。

③目的・目標を明確にした計画づくり

総合計画の目指すところを市民にとってわかりやすく、成果重視型の行政運営にも資するよう、達成目標を明確にした計画づくりを目指します。また、目的達成の手段となるよう、より効果的な事業の構築を目指します。その際には、計画策定に向け職員の積極的な参画を図り、全庁的に取り組みます。

④行政マネジメントシステムの活用

本市においては、これまで行政評価、部局の方針、成果報告、目標管理からなる行政マネジメントシステムを推進することで、総合計画に掲げる都市像の実現に努めてきました。

マネジメントにおいては、PDCAサイクルを念頭に、事業実施後の一次評価・二次評価、そして、予算編成やアクションプログラムのローリングへと至る年間を通じた施策・事業レベルでの点検・見直しを進めています。総合計画策定においても同様に、PDCAサイクルを念頭に、第5次から第6次へ総合計画全体を見直す観点から計画づくりを進めます。

(2) まちづくり総合プランについては、(1)に掲げる多様な市民意見の反映等を基本に市民と行政が一緒になった計画づくりを進めていくこととします。アクションプログラムについては、市民の負託を得た市長の市政公約に掲げられた取り組みをもとに、厳しい財政状況を念頭に置きながら、計画期間中に実施する事業の優先化・重点化を図ることとします。

4. 全体構成と計画期間

第5次総合計画において、①全体構成②計画期間について変更を行いました。これらについては、第6次総合計画においても踏襲することとします。

①全体構成

総合計画の構成として、第4次総合計画以前は基本構想・基本計画・実施計画という3段階の構成となっていました。第5次総合計画からは、将来の都市像と、その実現に向けた施策の基本的方向と体系を示す「まちづくり総合プラン」と、具体的な事業や財政計画を

示す「アクションプログラム」の2段階の構成としました。

なお、まちのあるべき姿や望ましい姿を現した「都市像」や「基本目標」については、短期間で変わるものではなく、長期的視点で実現を目指していくものです。そのため、具体的な目標年次は設定していませんが、本市を取り巻く社会背景や課題の変化、各施策の成果指標の達成状況などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

②計画期間

市民のニーズや地域の課題、社会経済情勢などの時代の変化に柔軟に対応するとともに、優先的・重点的に取り組む施策や事業については市政公約と整合を図ることができるよう、計画期間を4年とします。

5. 計画策定の体制

総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

(1) 大牟田市総合計画審議会

審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する機関とします。

◆設置根拠：大牟田市総合計画条例

(2) 総合計画策定会議

策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議する組織とし、市長、副市長、部長、消防長、企業管理者、企業局長、教育長、教育委員会事務局長、市議会事務局長をもって構成します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定会議規程

(3) 総合計画策定委員会

策定委員会は、計画策定作業の推進を図るため、策定会議を補佐する役割として、基礎資料等の調査検討や計画案のまとめ等を行う組織とし、各部局（契約検査室、消防本部、企業局、教育委員会事務局、各事務局を含む）の調整監や課長等の職にある者の中から策定会議が選任します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定委員会設置要綱

(4) 庶務

総合計画の策定に関する庶務は、企画総務部において処理します。

6. 計画の決定

(1) まちづくり総合プランは、総合計画審議会の答申を経た後、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市議会の議決を経て決定します。

(2) アクションプログラムは、総合計画策定会議での議論の後、市政公約との整合を図るとともに、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市長が決定します。

7. 策定スケジュール（案）

（省略）

【総合計画審議会の進め方(案)】

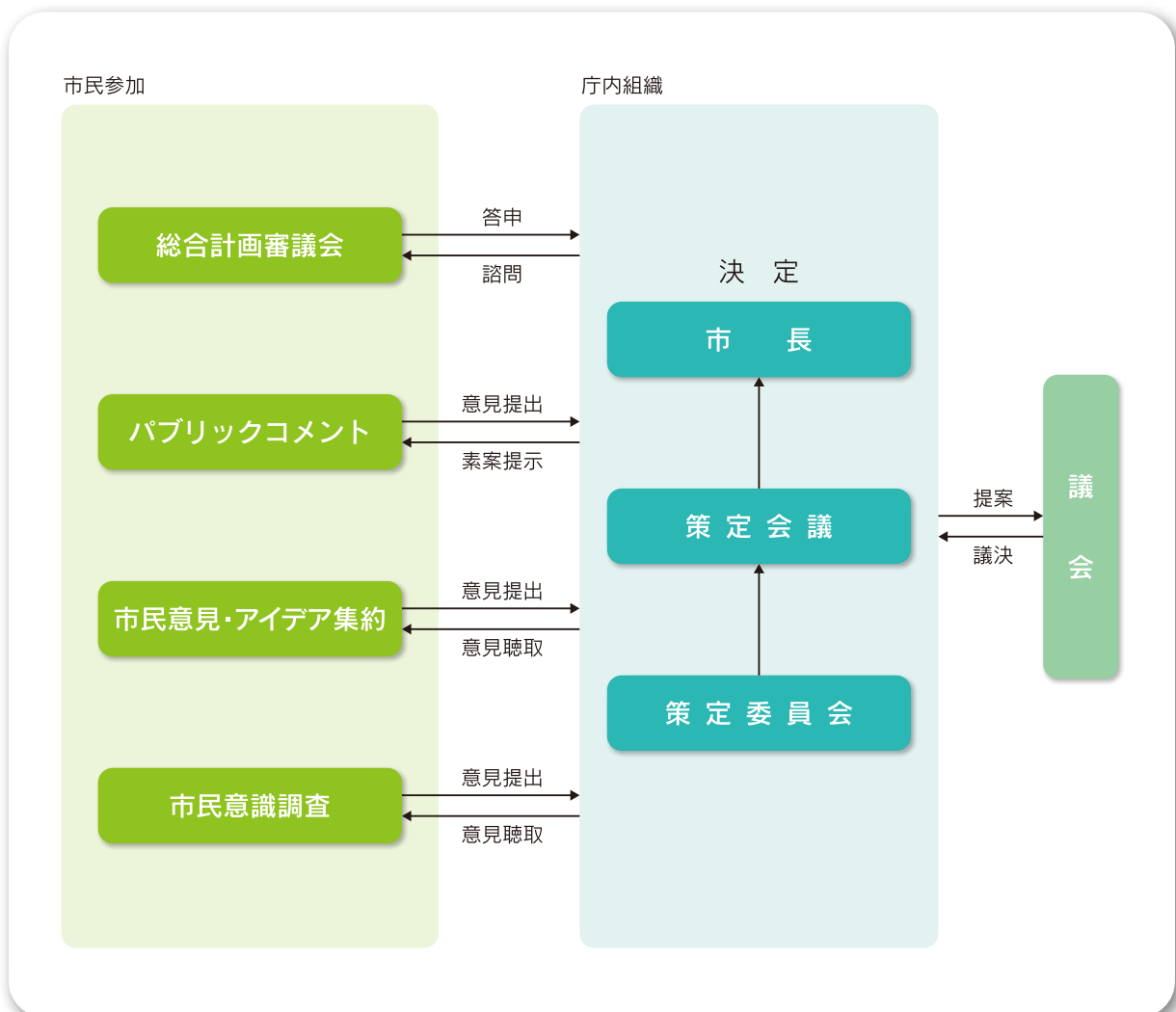
●平成30年度

- 第1回：委嘱状交付、会長・副会長の選出、運営事項の申合せ
- 第2回：第6次総合計画の構成と第5次総合計画の進捗状況について
- 第3回：基本構想部分の審議

●平成31年度

- 第4回：基本構想部分の意見の取りまとめ、部会・起草委員会の設置
- 第5回：第1回部会（2編ごと）
- 第6回：第2回部会（2編ごと）
- 第7回：第3回部会（2編ごと）
- 第8回：部会審議結果の報告
- 第9回：起草委員会
- 第10回：答申の決定

第6次総合計画策定体制



大牟田市総合計画条例（平成26年9月26日条例第8号）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合計画について、その位置付け、構成及び策定の方針を明らかにするとともに、策定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の策定）

第2条 市長は、市政を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画を策定するものとする。

（位置付け及び構成）

第3条 総合計画は、本市のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針とする。

2 総合計画は、まちづくり総合プラン及びアクションプログラムで構成する。

3 まちづくり総合プランは、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものとする。

4 アクションプログラムは、まちづくり総合プランに掲げる施策を実現するために実施する事業について示すものとする。

（策定の方針）

第4条 市長は、総合計画が前条第1項に規定する指針であることを踏まえ、総合的見地から策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するときは、市民に対しその策定の過程を明確にするとともに、市民の策定への参加を促進し、市民の理解と協力の下に策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

4 総合計画の計画期間は、まちづくり総合プランにおいて定めるものとする。

（大牟田市総合計画審議会への諮問）

第5条 市長は、まちづくり総合プランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ大牟田市総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第6条 市長は、まちづくり総合プランを策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

（公表）

第7条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画の推進）

第8条 市長は、総合計画に掲げる施策及び事業を実施するために必要な措置を講じるほか、その実施状況について、適宜公表するものとする。

（大牟田市総合計画審議会の設置及び担当事務）

第9条 まちづくり総合プランの策定及び変更について市長の諮問に応じ調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として大牟田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 経済、労働、文化若しくは医療に関する団体若しくは事業所の代表者又はその団体等の推薦を受けた者

(3) 地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者

(4) 公募による市民

(5) その他市長が適当と認める者

(審議会の委員の任期)

第11条 委員の任期は、まちづくり総合プランの策定又は変更の終了の日までとする。

(審議会の会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の部会)

第14条 特定又は専門の事項を調査審議させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会の会議において報告しなければならない。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条(第3項を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定の手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、施行日以後に策定する総合計画について適用する。

(地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)

3 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例(平成22年条例第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「次の各号に掲げるとおり」を「定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること」に改め、各号を削る。

(大牟田市附属機関設置条例の一部改正)

4 大牟田市附属機関設置条例(平成25年条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1 大牟田市総合計画審議会の項を削る。

(大牟田市総合計画審議会の担当事務等の特例)

5 施行日から平成28年3月31日までの間においては、市長は、この条例の施行の際現に効力を有する総合計画の基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ大牟田市総合計画審議会に諮問するものとし、大牟田市総合計画審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

大牟田市総合計画策定会議規程（昭和59年3月31日庁達第3号）

改正	昭和63年 8月23日庁達第 1号	平成 7年 4月28日庁達第 1号
	平成14年 8月 1日庁達第11号	平成16年 5月28日庁達第 2号
	平成17年 8月 1日庁達第 9号	平成18年12月 1日庁達第27号
	平成19年12月25日庁達第 3号	平成22年 3月31日庁達第 9号
	平成24年 4月16日庁達第 1号の 2	平成27年 3月31日庁達第 6号

（設置）

第1条 大牟田市総合計画の策定を各部局の連携協調によって積極的に促進するため、大牟田市総合計画策定会議（以下「計画策定会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 計画策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議する。

（組織）

第3条 計画策定会議は、市長、副市長、部長（担当部長及び参与を含む。）、消防長、企業管理者、企業局長、教育長、教育委員会事務局長及び市議会事務局長をもって構成する。

2 計画策定会議は、必要に応じ関係のある職員を計画策定会議の構成員に加えることができる。

3 計画策定会議は、計画策定作業の推進を図るため、計画策定委員会等を設け、その任務を補佐させることができる。

（会議の招集及び運営）

第4条 計画策定会議の会議は、市長が招集し、主宰する。ただし、市長が不在のときは、副市長が代行する。

（庶務）

第5条 計画策定会議の庶務は、企画総務部において処理する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、庁達の日から施行する。

2 大牟田市総合計画策定会議規程（昭和44年庁達第7号）は、廃止する。

付 則（昭和63年8月23日庁達第1号）

この規程は、昭和63年8月24日から施行する。

付 則（平成7年4月28日庁達第1号）

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

付 則（平成14年8月1日庁達第11号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成16年5月28日庁達第2号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成17年8月1日庁達第9号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成18年12月1日庁達第27号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成19年12月25日庁達第3号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成22年3月31日庁達第9号）

この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院の成立の日（平成22年4月1日）から施行する。

付 則（平成24年4月16日庁達第1号の2）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日庁達第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。